



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 4
- 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 4
- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（人事課）…………… 5
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政管理課）…………… 6
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 9
- 沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 11
- 沖縄県こどもの権利条例（こども若者政策課）…………… 11
- 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（子育て支援課）…………… 16
- 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（子育て支援課）…………… 17
- 沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（地域保健課）…………… 18
- 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）…………… 18
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局経営課）…………… 19

### 規 則

- 沖縄県こどもの権利条例施行規則（こども若者政策課）…………… 19
- 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課）…………… 22
- 沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則（下水道課）…………… 23

### 訓 令

- 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 23
- 沖縄県事務決裁規程及び沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課）…………… 23

### 企業局事項

- 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程…………… 24

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 24
- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 24
- 沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程…………… 25
- 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 25

### 教育委員会事項

- 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令…………… 25

### 人事委員会事項

- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 25
- 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 26

## 公布された条例のあらまし

## ○ 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 被害者参加人として裁判所等に出頭する場合を特別休暇の対象とすることとした。（第16条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

## ○ 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正することとした。  
＜第1条＞

単身で外国に駐在する職員が、配偶者等が居住するために国内に住居を借り受ける場合には、当該住居に係る住居手当を支給する。（第34条の2関係）

- 2 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞

外国に駐在する職員に同行する子等に係る扶養手当を支給しない。（第34条の2関係）

- 3 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正することとした。＜第3条＞

外国勤務手当の算定の基礎に在外単身赴任手当の額を加えるとともに、住居手当の額を在外住居手当の額に、配偶者手当の額を同行配偶者手当の額に改める。（第51条関係）

- 4 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第4条＞

外国勤務手当の算定の基礎に同行子女手当の額を加える。（第51条関係）

- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2及び4は、令和8年8月1日から施行することとした。（附則第1項）

- 6 1及び3は、令和8年4月1日から適用することとした。（附則第2項）

## ○ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第37号）

- 1 次に掲げる条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されたことに伴い規定を整理することとした。＜第1条から第3条まで＞

(1) 沖縄県監査委員条例（昭和47年沖縄県条例第8号）

(2) 沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）

(3) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）

(4) 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和2年沖縄県条例第4号）

(5) 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年沖縄県条例第36号）

- 2 この条例は、令和8年9月24日から施行することとした。（附則）

## ○ 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議が調った市町村が処理することとした。（第2条関係）

- 2 この条例は、令和8年10月1日から施行することとした。（附則）

## ○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 不動産取得税の特例措置について、一定の災害危険区域等の区域内又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅及びその土地を適用対象から除外することとした。（第63条及び第71条関係）

- 2 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和25年度分の個人の県民税及び居住年が令和12年であるものまで延長することとした。（附則第5条関係）

- 3 その他所要の改正を行うこととした。（第63条、附則第5条及び附則第12条の2関係）

- 4 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。（附則第1項）

(1) 2に係る部分 令和9年1月1日

(2) 1に係る部分 令和11年4月1日

(3) 3のうち附則第12条の2に係る部分 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日

(4) 3のうち第63条第7項に係る部分 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第5項まで）

○ 沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 名護市の区域内に所在する宿泊施設に係る宿泊税の賦課徴収に関する事務については、名護市が処理することとした。（附則別表関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県こどもの権利条例（条例第41号）

- 1 この条例の目的及び定義について定めることとした。（第1条及び第2条）
- 2 こども施策に関し基本理念を定めることとした。（第3条）
- 3 こども施策に関し県等の責務について明らかにすることとした。（第4条から第8条まで）
- 4 こどもの権利を擁護するための県の施策の基本となる事項等について定めることとした。（第9条から第16条まで）
- 5 沖縄県こどもの権利擁護委員会の設置その他必要な事項について定めることとした。（第17条）
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第17条の規定は令和8年9月1日から、第13条から第16条までの規定は令和9年2月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 主務養護教諭として従事している者については、職員資格に関する特例を適用しないこととした。（附則第4項関係）
- 2 学級編制の基準を引き下げることとした。（別表関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 学級編制の基準を引き下げることとした。（第22条関係）
- 2 幼保連携型認定こども園に置くことができる職員として、主務保育教諭等を加えることとした。（第23条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部が改正されたことに伴い、規定を整理することとした。（第1条及び第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 新たに子ども・子育て支援納付金拠出額を算定するための割合を定め、その割合を「0」とすることとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 選定療養に係る後発医薬品のある新医薬品等の調剤料の額を改めることとした。（別表第3関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

---

条

---

例

---

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県条例第35号

### 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第16条第 6 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県条例第36号

### 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正）

**第 1 条** 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第34条の 2 第 2 項中「第13条」の次に「、第14条、第15条（第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号に限る。）、第16条」を加える。

**第 2 条** 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第34条の2第2項中「第11条」の次に「、第12条（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第6条第5項に規定する同行子女に相当する子に係るものに限る。）」を加える。

（沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

**第3条** 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「住居手当の額」を「在外住居手当の額」に、「配偶者手当の額及び」を「同行配偶者手当の額、」に改め、「子女教育手当の額」の次に「及び在外単身赴任手当の額」を加える。

**第4条** 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「同行配偶者手当の額」の次に「、同行子女手当の額」を加える。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年8月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

---

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県条例第37号

### 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（沖縄県監査委員条例の一部改正）

**第1条** 沖縄県監査委員条例（昭和47年沖縄県条例第8号）の一部を次のように改正す

る。

第 5 条中「第243条の 2 の 8 第 3 項」を「第243条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(沖縄県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正)

**第 2 条** 次に掲げる条例の規定中「第243条の 2 の 8 第 8 項」を「第243条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）第 7 条
  - (2) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）第 7 条
  - (3) 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和 2 年沖縄県条例第 4 号）第 6 条
- (沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

**第 3 条** 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の 2 の 7 第 1 項」を「第243条の 2 の 8 第 1 項」に、「第243条の 2 の 8 第 3 項」を「第243条の 2 の 9 第 3 項」に改め、本則第 1 号中「第173条の 4 第 1 項第 1 号」を「第173条の 5 第 1 項第 1 号」に改め、本則第 2 号中「第173条の 4 第 1 項第 2 号」を「第173条の 5 第 1 項第 2 号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

---

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第38号

### 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

|                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 61 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律 | 各市町村（那覇市、浦添市、 |
|---------------------------|---------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| <p>第191号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第12条第1項に規定する許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(2) 法第16条第1項に規定する変更の許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(3) 法第16条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(4) 法第17条第1項に規定する検査に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(5) 法第17条第4項に規定する確認に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(6) 法第30条第1項に規定する許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(7) 法第35条第1項に規定する変更の許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(8) 法第35条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(9) 法第36条第1項に規定する検査に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(10) 法第36条第4項に規定する確認に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> </ol> | <p>沖縄市、宮古島市、金武町及び竹富町を除く。)</p> |
| <p>62 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第12条第1項に規定する許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(2) 法第16条第1項に規定する変更の許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(3) 法第16条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(4) 法第17条第1項に規定する検査に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(5) 法第17条第4項に規定する確認に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(6) 法第18条第1項に規定する検査（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に</li> </ol>                                                                                                                                                                     | <p>浦添市</p>                    |

- 関する工事に係るものに限る。) に関する事務
- (7) 法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）に関する事務
- (8) 法第19条第1項の規定による報告（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）の受理に関する事務
- (9) 法第30条第1項に規定する許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (10) 法第35条第1項に規定する変更の許可に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (11) 法第35条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務
- (12) 法第36条第1項に規定する検査に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (13) 法第36条第4項に規定する確認に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (14) 法第37条第1項に規定する検査（法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）に関する事務
- (15) 法第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付（法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）に関する事務
- (16) 法第38条第1項の規定による報告（法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）の受理に関する事務

## 附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県条例第39号

### 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第63条第1項中「限る。）」の次に「（法第73条の14第1項各号に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が同項第1号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域のうち法第73条の14第1項第2号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第71条第1項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）」を加え、同条第7項中「第118条の25の3第3項」を「第118条の25の2第3項」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第8項第1号中「第91条第4項」を「第91条第3項」に改め、同項第2号中「第111条」を「第111条第3項」に改める。

第71条第1項中「住宅（」の次に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

附則第5条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年まで」を「平成21年から令和12年まで」に改め、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に、「ときは、」を「場合における」に改める。

附則第12条の2第1項中「令和5年4月1日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第5条の改正規定（同条第3項中「ときは、」を「場合における」に改める部分を除く。）及び附則第5項の規定 令和9年1月1日
  - (2) 第63条第1項の改正規定及び第71条第1項の改正規定並びに次項及び第3項の規定

令和11年 4 月 1 日

- (3) 附則第12条の 2 第 1 項の改正規定及び附則第 4 項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の施行の日
- (4) 第63条第 7 項及び第 8 項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 2 改正後の第63条第 1 項の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第71条第 1 項の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の附則第12条の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
(県民税に関する経過措置)
- 5 改正後の附則第 5 条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定

による改正前の租税特別措置法第41条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

---

沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県条例第40号

### 沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例

沖縄県宿泊税条例（令和 8 年沖縄県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「石垣市」を「石垣市  
名護市」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県こどもの権利条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県条例第41号

### 沖縄県こどもの権利条例

全てのこどもは、それぞれの個性と意見を持っている。

全てのこどもが、その権利を尊重され、現在及び将来において幸福な生活を送ることができる社会を形成することは、社会全体の責務である。

平成元年に国際連合総会において、こどもの人権を規定した児童の権利に関する条約が採択され、我が国においては、平成 6 年に同条約を批准するとともに、令和 4 年に同条約の精神にのっとりこども施策を総合的に推進することを目的とする「こども基本法」を制定した。

しかしながら、県内のこどもを取り巻く環境においては、虐待やいじめの発生、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもの存在等、こどもの権利が十分に認識され、保障されてきたとは言い難い状況にある。

このような状況において、こどもは、自分の意見について、伝えるために学び、他者と積極的に共有し、また、苦しいときは、周りの人に助けを求めるなど、困難があったときの解決法を学ぶことが大切である。そのため、大人には、こどもの視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、こどもと共にその最善の利益を考えていくことが求められている。

私たちは、こどもと大人が、互いに信頼し、尊重し、協力しながら、こどもの権利を尊重する取組を社会全体で推進していかなければならない。

こうした認識のもと、全てのこどもが権利の主体として尊重され、置かれている環境に左右されることなく夢や目標を持ち、これを理解され、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

**第 1 条** この条例は、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の趣旨を踏まえ、全てのこどもが権利の主体として尊重されるよう、こども施策に関し基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、こどもの権利を擁護するための県の施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ効果的に推進し、もって、こどもまんなか社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) こどもまんなか社会 全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立

した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、現在及び将来において幸福な生活を送ることができる社会をいう。

(3) こども施策 こどもまんなか社会の実現に必要なこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。

(5) 学校設置者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設を設置し、又は管理する者をいう。

（基本理念）

**第3条** こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

(2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられること。

(3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

(4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(5) 全てのこどもについて、現在及び将来において幸福な生活を送ることができること。

(6) 県、市町村、県民等が相互に連携協力し、社会全体として推進すること。

（県の責務）

**第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、こども施策を実施するに当たっては、県民、学校設置者等、事業者及び子育て

を支援する団体と連携し、及び協力するものとする。

(県民の責務)

**第5条** 県民は、基本理念にのっとり、こどもの権利の重要性に関する理解を深めるとともに、こども施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

**第6条** 保護者は、基本理念にのっとり、こどもを心身ともに健やかに育成するよう努めなければならない。

(学校設置者等の責務)

**第7条** 学校設置者等は、基本理念にのっとり、その設置し、又は管理する施設において、こどもが安心して学び、かつ、育つことができる環境の整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

**第8条** 事業者は、基本理念にのっとり、その使用するこどもが安心して働き、かつ、育つことができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、保護者の職業生活及び家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備に努めるものとする。

(市町村への協力及び支援)

**第9条** 県は、市町村が実施するこども施策に必要な協力及び支援を行うものとする。

(こどもの意見表明及び社会参画の推進)

**第10条** 県は、こどもがその年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会を確保するための取組を推進するものとする。この場合において、県は、様々な状況にあって意見を表明することが困難なこどもに配慮をするものとする。

2 県は、こどもの意見をこども施策に反映させるための取組を推進するものとする。

3 県は、こどもが自らの権利について知る機会を創出するための取組を推進するものとする。

(基本理念の普及啓発)

**第11条** 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、必要な広報その他啓発活動を行うものとする。

(相談体制の充実)

**第12条** 県は、こどもに係る各般の問題に関する相談体制の充実を図り、これらの問題の

解決に取り組むものとする。この場合において、県は、相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の求め)

**第13条** 権利の侵害を受けたこども又はその保護者、後見人その他の関係者は、知事に対し、当該権利の侵害に係る調査を求めることができる。ただし、当該こどもの意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(調査の実施)

**第14条** 知事は、前条の規定による求めがあった場合は、沖縄県こどもの権利擁護委員会に対して調査を行うよう求めるものとする。

2 沖縄県こどもの権利擁護委員会は、前項の規定により知事から求めがあった場合は、調査の必要がないと認めるとき又はこどもの権利の侵害の性質上調査をすることが適当でないと認めるときを除き、調査を行うものとする。

3 沖縄県こどもの権利擁護委員会は、前項に規定するもののほか、現にこどもの権利の侵害があると認められ、又はその疑いがあると認めるときは、規則で定めるところにより知事へ報告の上、調査を行うことができる。

4 沖縄県こどもの権利擁護委員会は、前2項の規定による調査に必要があると認めるときは、関係者に対し、調査を行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

5 沖縄県こどもの権利擁護委員会は、第2項又は第3項の規定による調査の実施の状況等について、知事に報告するものとする。この場合において、権利の侵害又はその疑いの解消に必要があると認めるときは、知事に対し意見を提出することができる。

6 知事は、前項後段に規定する意見が提出された場合にあっては、当該意見を権利の侵害又はその疑いの解消に必要があると認められる関係者に提示するとともに、その旨を沖縄県こどもの権利擁護委員会に報告するものとする。

(勧告)

**第15条** 沖縄県こどもの権利擁護委員会は、前条第6項の規定による知事の報告を受けた場合において、こどもの権利の侵害をしたと認められる者が正当な理由がなく当該意見を受諾していないと認めるときは、当該こどもの権利の侵害をしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるとき

は、こどもの権利の侵害をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(公表)

**第16条** 知事は、毎年度、第14条第5項の報告及び前条第2項の勧告の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(沖縄県こどもの権利擁護委員会)

**第17条** こどもの権利の擁護に関する施策の推進に関する重要な事項を審議させ、及びこどもの権利の侵害に関する事項を調査審議させるため、沖縄県こどもの権利擁護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、人格が高潔であって、こどもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

**第18条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の規定は令和8年9月1日から、第13条から第16条までの規定は令和9年2月1日から施行する。

---

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第42号

## 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

別表の第1の2中「35人」を「30人」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における1学級の子どもの数については、改正後の別表の第1の2の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例による。

---

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第43号

## 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第23条第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における 1 学級の園児数については、改正後の第22条第 2 項の規定にかかわらず、令和14年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。

---

沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県条例第44号

## 沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年沖縄県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「第38条の 2 第 3 項」を「第38条の 2 第 2 項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県条例第45号

## 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項の」を「第19条第1項に規定する基礎財政安定化基金拠出率を標準として」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、0とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県条例第46号

### 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「4分の1」を「2分の1」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

## 規 則

---

沖縄県こどもの権利条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第42号

##### 沖縄県こどもの権利条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県こどもの権利条例（令和8年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(調査の求め)

**第3条** 条例第13条の規定により調査を求めようとする者は、こどもの権利の侵害に関する調査の申出書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申出書の提出があったときは、処理の結果を当該申出書を提出した者に通知するものとする。

(調査の実施)

**第4条** 委員会は、条例第14条第2項及び第3項の調査に当たっては、関係者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重しなければならない。

(委員会の発意調査)

**第5条** 条例第14条第3項の規定による調査(以下「発意調査」という。)は、委員会においてその旨を決定し、こどもの権利の侵害に関する委員会発意調査実施報告書(第2号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 委員会は、発意調査を実施するに当たっては、あらかじめ、現に権利の侵害を受けていると認められ、又はその疑いがあると認めるこどもの同意を得なければならない。ただし、当該こどもの生命又は身体の保護を図る必要がある場合であって、当該こどもの同意を得ることが困難であると委員会が認めるときは、この限りでない。

(委員会の委員長)

**第6条** 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

**第7条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の罷免)

**第8条** 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、こども未来部こども若者政策課において処理する。

(補則)

**第10条** 第6条及び第7条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**第11条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第10条まで並びに次項及び附則第3項の規定は令和8年9月1日から、第3条から第5条までの規定は令和9年2月1日から施行する。

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

2 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)の一部を次のように改正する。

|                |                                                                       |                |           |   |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------|-----------|---|
| 別表第1中          | 「 <table><tr><td>沖縄県こども・子育て会議委員</td><td>月額 11,000</td></tr></table> 」 | 沖縄県こども・子育て会議委員 | 月額 11,000 | を |
| 沖縄県こども・子育て会議委員 | 月額 11,000                                                             |                |           |   |

「

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

」

|                  |            |
|------------------|------------|
| 沖縄県子ども・子育て会議委員   | 日 額 11,000 |
| 沖縄県子どもの権利擁護委員会委員 | 日 額 11,000 |

に改める。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

- 3 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第48条の4中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 沖縄県子どもの権利擁護委員会に関すること。

第241条第2号の表沖縄県子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

|                |                                                                                                                                                       |        |          |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------|
| 沖縄県子どもの権利擁護委員会 | 沖縄県子どもの権利条例（令和8年沖縄県条例第41号）の規定に基づき、子どもの権利の擁護に関する施策の推進に関する重要な事項について審議すること及び子どもの権利の侵害に関する事項を調査審議すること並びに子どもの権利の侵害をしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めること。 | 子ども未来部 | 子ども若者政策課 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------|

### 第1号様式（第3条関係）

子どもの権利の侵害に関する調査の申出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申出者 住 所  
氏 名  
年 齢  
連絡先  
権利侵害を受けたとされる者との関係

沖縄県子どもの権利条例第13条の規定に基づき、下記の子どもの権利侵害について調査を求めます。

記

#### 1 権利侵害を受けたとされる者

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 年齢
- (4) 連絡先

#### 2 権利侵害をしたとされるもの

- (1) 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）
- (2) 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 権利侵害を受けたとされる者との関係

#### 3 権利侵害の概要

#### 4 求める調査又は調整の内容

#### 5 その他参考となる事項

## 注意事項

申出書には、証拠書類等を添付することができます。

## 第2号様式（第5条関係）

こどもの権利の侵害に関する委員会発意調査実施報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県こどもの権利擁護委員会委員長

沖縄県こどもの権利条例第14条第3項の規定に基づき、下記のこどもの権利侵害を解消するため、下記のとおり調査を行うことを報告します。

## 記

## 1 権利侵害を受けたとされる者

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 年齢
- (4) 連絡先

## 2 権利侵害をしたとされるもの

- (1) 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）
- (2) 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 権利侵害を受けたとされる者との関係

## 3 権利侵害の概要

## 4 調査を担当する委員

## 5 その他参考となる事項

---

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県規則第43号

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第6条の表備考1中「規定する保育士登録」の次に「、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録」を、「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加える。

附則第11項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第44号

##### 沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

沖縄県流域下水道事業会計規則（令和 2 年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第142条中「第243条の 2 の 8 第 1 項各号」を「第243条の 2 の 9 第 1 項各号」に改める。

##### 附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

## 訓 令

#### 沖縄県訓令第18号

知 事 部 局

労働委員会事務局

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

##### 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令

次に掲げる訓令の規定中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

- (1) 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成 8 年沖縄県訓令第 8 号）第10条第 2 号
- (2) 国際交流員の勤務条件の特例に関する規程（令和 2 年沖縄県訓令第34号）第 6 条第 1 号

##### 附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 31 日から施行する。

#### 沖縄県訓令第19号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程及び沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

##### 沖縄県事務決裁規程及び沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

（沖縄県事務決裁規程の一部改正）

**第 1 条** 沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 2 号中「沖縄県条例第 6 号。」の次に「以下この号、」を加え、「第 6 条第11号」を「第 6 条第10号」に改める。

第 6 条第20号カ(7)中「第 5 条第23号ア」を「第 5 条第20号ア」に改める。

第 8 条第 2 項第40号カ中「第 5 条第23号、第 6 条第18号オ」を「第 5 条第20号、第 6 条第20号オ」に改める。

第 9 条第 1 項第 3 号中「第 6 条第18号カ」を「第 6 条第20号カ」に改める。

第 9 条の 2 中「第 5 条第23号」を「第 5 条第20号」に、「第 6 条第18号オ」を「第 6 条第20号オ」に改める。

別表第 4 中「第243条の 2 の 8」を「第243条の 2 の 9」に改める。

（沖縄県出納事務局決裁規程の一部改正）

**第 2 条** 沖縄県出納事務局決裁規程（昭和56年沖縄県訓令第 1 号）を次のように改正する。

第 4 条中「第20号及び第21号」を「第19号及び第20号」に、「同条第 9 号から第11号まで」を「同条第 8 号から第10号まで」に、「同条第15号」を「同条第14号」に、「同条第16号から第18号まで」を「同条第15号から第17号まで」に、「同条第19号」を「同条第18号」に改める。

第 5 条第 4 項中「第 6 条第20号及び第21号」を「第 6 条第19号及び第20号」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 31 日から施行する。ただし、第 1 条の規定（別表第 4 の改正規定に限る。）は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

## 企 業 局 事 項

### 沖縄県企業局管理規程第 7 号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

#### 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第115条の 3 中「第243条の 2 の 8 第 1 項」を「第243条の 2 の 9 第 1 項」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

## 病 院 事 業 局 事 項

### 沖縄県病院事業局管理規程第 6 号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

#### 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「4 分の 1」を「2 分の 1」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 31 日から施行する。

### 沖縄県病院事業局管理規程第 7 号

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

#### 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第20条第 6 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

#### 附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 31 日から施行する。

## 沖縄県病院事業局管理規程第 8 号

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

### 沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。  
第13条中「第243条の 2 の 8 第 1 項各号」を「第243条の 2 の 9 第 1 項各号」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

## 沖縄県病院事業局訓令第 5 号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

### 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和 2 年沖縄県病院事業局訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第19条第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

#### 附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 31 日から施行する。

## 教育委員会事項

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

## 沖縄県教育委員会訓令第 5 号

### 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

次に掲げる訓令の規定中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

- (1) 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）第10条第 2 号
- (2) 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和 2 年沖縄県教育委員会訓令第 3 号）第 9 条第 1 号

#### 附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 31 日から施行する。

## 人事委員会事項

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

## 沖縄県人事委員会規則第20号

## 住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年沖縄県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「含む。以下この号」の次に「及び第5条の2第2号」を加える。

第5条の2を次のように改める。

（権衡職員の範囲）

**第5条の2** 条例第15条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 単身赴任手当に関する規則（平成2年沖縄県人事委員会規則第5号）第5条第2項第3号に掲げる職員に該当する職員で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、公署を異にする異動又は公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であつた住宅（県公舎並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの
- (2) 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）第51条の規定により外国勤務手当を支給される職員（同条第2項に規定する在外単身赴任手当の額に相当する額を支給される者に限る。）で、当該職員の配偶者又は前号に規定する子が居住するための住宅として、公署を異にする異動（新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であつた住宅（県公舎並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の住居手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 令和8年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正後の規則第5条の2第2号に掲げる職員に該当する期間があるものに対する改正後の規則第9条第1項の適用については、同項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「住居手当に関する規則の一部を改正する規則（令和8年沖縄県人事委員会規則第20号）の施行の日から15日」とする。

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

## 沖縄県人事委員会規則第21号

## 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地